

令和5年10月24日
宮 崎 大 学

令和7年度（2025年度）宮崎大学総合型選抜（私費外国人留学生枠）における
出願要件の変更について（予告）

令和7年度（2025年度）宮崎大学総合型選抜（私費外国人留学生枠）において、地域資源創
成学部の出願資格の変更について、別紙のとおり予告します。

1. 主な変更点等

○出願要件を変更する入試区分

地域資源創成学部《地域資源創成学科》

【変更前（令和6年度）】

入試区分：総合型選抜・私費外国人留学生枠	
出願資格	独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」において、「6. 選抜方法」に示す各学部・学科が指定する「試験日」及び「教科・科目」を受験した者で、次の（1）から（3）まですべてに該当する者 （1）日本の国籍を有しない者、かつ日本国の永住許可を得ていない者 （2）次のいずれかに該当する者 （ア）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（令和6年（2024年）3月修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者 （イ）国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格（GCE-A レベル資格）のいずれかを有する者で令和6年（2024年）3月31日までに18歳に達する者 （3）出入国管理及び難民認定法に基づく大学入学に支障のない在留資格を有する者又は取得できる見込みの者 （4）農学部（応用生物科学科を除く）については、TOEFLを出願以前2年以内に受験している者

【変更後（令和7年度）】

入試区分：総合型選抜・私費外国人留学生枠	
出願資格	独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」において、「6. 選抜方法」に示す各学部・学科が指定する「試験日」及び「教科・科目」を受験した者で、次の（1）から（3）まですべてに該当する者 （1）日本の国籍を有しない者、かつ日本国の永住許可を得ていない者 （2）次のいずれかに該当する者 （ア）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（令和6年（2024年）3月修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者 （イ）国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格（GCE-A レベル資格）のいずれかを有する者で令和6年（2024年）3月31日までに18歳に達する者 （3）出入国管理及び難民認定法に基づく大学入学に支障のない在留資格を有する者又は取得できる見込みの者 （4）農学部（応用生物科学科を除く）については、TOEFLを出願以前2年以内に受験している者 （5）地域資源創成学部については、日本留学試験を受験した者で、「日本語聴読解」と「日本語読解」の合計点数が300点以上の者